よさこいおきゃく支店普通預金取引規定

本規定は、お客さまが、高知銀行よさこいおきゃく支店（以下「当店」といいます。）で開設する普通預金口座により取引を行う場合の取扱いを定めたものです。当店との取引を行う場合は、下記の条項に加え、「よさこいおきゃく支店取引規定」「よさこいおきゃく支店定期預金規定」「よさこいおきゃく支店インターネットバンキング・モバイルバンキング利用規定」により取扱います。これらの規定に定めのない事項については、当行が別途定める各取引規定が適用されます。

１．預金取引の方法

(1)　よさこいおきゃく支店普通預金（以下「この預金」といいます。）は、次の方法により取引を行います。

①　インターネットを通じたモバイル機器等による取引

②　インターネットを通じたパーソナルコンピューター等の端末機による取引

③　当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預払機による取引

(2)　この預金の通帳は発行しません。

２．取扱店の範囲

この預金は、原則として当店を含む当行本支店の窓口で預入・払戻等を行うことはできません。

３．振込金の受入れ

(1)　この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2)　この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複通信等の誤発信による取消依頼があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

４．各種料金等の自動支払い

(1)　この預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続を行ってください。なお、自動支払いが可能な収納企業は、当行所定の先とします。

(2)　この預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払い戻すことができる金額を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

５．利息

この預金の利息は、毎日の最終残高１，０００円以上について付利単位を１００円として、毎年２月と８月の当行所定の日に、当行所定のホームページに表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

６．取引の制限

(1)　当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するために、預金

者に提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、預入、払戻等の取引の一部を制限する場合があります。

(2)　日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を届出てください。この場合において、在留期間が経過した場合は、新たに在留資格および在留期間その他の必要な事項の届出を求め、預金者が当該依頼に正当な理由なく応じられない場合には、預入、払戻等の取引の一部を制限することがあります。

(3)　前各項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると認められる場合には、預入、払戻等の取引の一部を制限することがあります。

(4)　前各項により取引の一部を制限し、当該取引におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが、一定期間解消されない場合には、当該取引の全部を制限することがあります。

(5)　前各項の定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの説明等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと認められる場合は、当該取引の制限を解除するものとします。

７．解約

(1)　この預金を解約する場合には、同時に当店のその他全ての取引を解約するものとし、当行所定の解約請求書等の必要書類にお届印により記名押印し、振込依頼書とともに当店へ郵送してください。この場合、キャッシュカードについては、お客さまの責任において破棄してください。ただし、手数料に未払いがあるなどの場合は、即時に解約しないことがあります。なお、当店にお届印の登録がない場合は、お届印は認印とし、法令で定められた本人確認資料を郵送するものとします。

(2)　このほか、この預金の解約については、よさこいおきゃく支店取引規定21.の定めのとおり取扱いいたします。

８．保険事故発生時における預金者からの相殺

(1)　この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)　前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書にお届印により記名押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該

債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。なお、当店にお届印の登録がない場合は、お届印は認印とし、法令で定められた本人確認資料を提出するものとします。

② 前記(1)の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 前記(1)による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

9.未利用口座管理手数料

(1) 最後の預入れまたは払戻しから2年以上、一度も預入れまたは払戻しがなく、且つ、一定の金額に満たない口座を未利用口座とし、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。初回手数料をご負担いただいた後も預入れまたは払戻しがなく、未利用口座に該当する場合は、毎年手数料をご負担いただきます。

(2) 前項の預入れまたは払戻しに、利息決算の預入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは含みません。

(3) 対象となるお客さまには事前に書面によるご案内を送付します。ご案内後、引落し日の前日までに当該口座の利用または解約等のお手続きがない場合は、対象口座から未利用口座管理手数料の引落しを実施いたします。

(4) 当行は、未利用口座管理手数料を払戻請求書によらず、当行所定の方法により未利用口座から引落しできるものとします。

(5) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、預金残高全額を未利用口座管理手数料の一部に充当のうえ、未利用口座を解約いたします。未利用口座の解約にあたっては、預金者への通知は行いません。

(6) 一旦お支払いいただいた未利用口座管理手数料は、返還いたしません。また、解約された未利用口座の再利用の求めには応じないものとします。

１０．規定の変更等

(1)　この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)　前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（令和７年１１月１４日現在）